



発行 新潟県

第 88 号

令和6年11月12日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 61 新潟県核燃料税条例の施行期日を定める規則 (税務課)
- 62 新潟県核燃料税条例施行規則 (税務課)

告 示

- 1218 公共測量の実施通知 (監理課)
- 1219 公共測量の終了通知 (監理課)
- 1220 道路の区域変更 (道路管理課)
- 1221 道路の供用開始 (道路管理課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)

規 則

新潟県核燃料税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年11月12日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第61号**

新潟県核燃料税条例の施行期日を定める規則

新潟県核燃料税条例（令和6年新潟県条例第36号）の施行期日は、令和6年11月15日とする。

---

新潟県核燃料税条例施行規則をここに公布する。

令和6年11月12日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第62号

新潟県核燃料税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県核燃料税条例（令和6年新潟県条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申告書等)

第2条 条例第10条第1項及び第2項の申告書並びに同条第3項の修正申告書は、別記第1号様式によるものとする。

(申告納付期限の指定申請等)

第3条 価額割の納税義務者は、条例第7条第2項の取得原価が確定しないため発電用原子炉に核燃料を挿入した日から起算して2月（条例第4条第2項第1号に掲げる場合にあっては、3月）を経過する日の属する月の末日までに申告納付することができないときは、当該日の15日前までに別記第2号様式による核燃料税の申告納付期限指定申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、これを審査の上、申告納付期限の指定の可否を決定し、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

(県税規則の適用)

第4条 核燃料税の賦課徴収に関する新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号。以下「県税規則」という。）の適用については、県税規則第5条第1号中「県民税」とあるのは「県民税並びに核燃料税」と、県税規則別記第41号様式中「課税地域振興局」とあるのは「総務部税務課」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年11月15日から施行する。

(新潟県核燃料税条例施行規則の廃止)

2 新潟県核燃料税条例施行規則（令和元年新潟県規則第30号。次項において「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 旧規則は、新潟県核燃料税条例（令和元年新潟県条例第2号）附則第5項の期間中における発電用原子炉への核燃料の挿入及び発電用原子炉を設置して行う発電事業に対して課した、又は課すべきであった核燃料税の賦課徴収事務等の取扱いについては、前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

別記

第1号様式（第2条関係）

(その1)

申 告 書				
核 燃 料 税 価 額 割 修 正 申 告 書				
新潟県知事 様	年 月 日	※処 理事 項	発 信 年 月 日	精 査 検 算
			通 信 日 付 印	
原子炉設置者の主たる事務所の所在地				
原子炉設置者の名称及び代表者の氏名				
法 人 番 号				
この申告の担当部課名及び担当者の氏名		部 課 名 担 当 者 名 電 話 番 号		
申告区分	摘 要	課税標準額	税 率	税 額
申告納付 額	申 告 額	円	/100	円
	納 付 年 月 日	年 月 日		
修正申告	修正申告額 (ア)	円	/100	円

納付額	当初申告額(イ)	円	/100	円
	差引増差額(ア) - (イ) (この申告による納付金額)	/		円
	増差税額納付年月日	年 月 日		
備考				

(注) 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 「税額」欄は、税額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。  
(その2)

価額割の課税標準に関する明細書

原子炉設置場所	核燃料の炉内挿入年月日	年月日から 年月日まで
原子炉名	条例第4条第2項第1号又は第2号に定める日	年月日 (条例第4条第2項第 号該当)

課税対象核燃料(新規挿入分)				課税対象とならない核燃料	挿入核燃料の合計体数
挿入核燃料の体数 (単価別区分)	核燃料の単価 ① (円/gu)	核燃料の重量合計 ② (gu)	取得価額 (課税標準額) ①×②(円)	再挿入分体数	
				/	/
合計 ③ 体	平均単価 円/gu	総重量 gu	総取得価額 円	④ 体	③+④ 体

記載要領

- この明細書は、発電用原子炉ごとに記載してください。
  - 「新規挿入分」とは、初めて原子炉へ挿入された核燃料で、今回課税対象となるものをいいます。
  - 「再挿入分」とは、新規挿入分として課税された核燃料で再び炉内へ挿入されたものをいいます。
- (その3)

申告書 核燃料税出力割修正申告書					
新潟県知事 様	年月日	※処 理事 事項	発信年月日		精査検算
			通信日付印	確認印	
原子炉設置者の主たる事務所の所在地					
原子炉設置者の名称及び代表者の氏名					
法人番号					
この申告の担当部課名及び担当者の氏名		部 課 名 担当者名 電話番号			
申告区分	摘要	課税標準たる熱出力	税率	税 額	
申告納付額	申告額	千kW	円	円	
	納付年月日	年 月 日			
修正申告納付額	修正申告額(ア)	千kW	円	円	
	当初申告額(イ)	千kW	円	円	
	差引増差額(ア) - (イ) (この申告による納付金額)	/		円	

	増差税額納付年月日	年	月	日
備考				

(注) 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 「税額」欄は、税額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。

(その4)

出力割の課税期間及び課税標準に関する明細書

原子炉設置場所				
---------	--	--	--	--

原子炉名				
課税期間	年 月 日から 年 月 日まで			
課税標準の計算	熱出力 ①	千kW	千kW	千kW
	課税期間の月数 ②	月	月	月
	課税標準たる熱出力 ①×②/3	千kW	千kW	千kW
備考				

原子炉名				
課税期間	年 月 日から 年 月 日まで			
課税標準の計算	熱出力 ①	千kW	千kW	千kW
	課税期間の月数 ②	月	月	月
	課税標準たる熱出力 ①×②/3	千kW	千kW	千kW
備考				

課税標準たる熱出力の合計	千kW
--------------	-----

記載要領

- 「課税期間」欄は、条例第6条に規定する課税期間を記載してください。なお、条例の施行の日の属する課税期間の初日については条例附則第3項の規定が、条例の失効の日の前日の属する課税期間の末日については条例附則第6項の規定がそれぞれ適用されます。
- 「熱出力」欄は、課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力を記載してください。また、1,000キロワット未満の端数は、切り捨ててください。
- 最初の申告又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定による熱出力の変更の許可後最初の申告の際には、条例第7条第3項に規定する熱出力を確認することのできる書類の写しを添付してください。
- 「課税期間の月数」欄は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月として計算した月数を記載してください。
- 「課税標準たる熱出力」欄の記載については、1,000キロワット未満の端数を切り捨ててください。
- 条例第6条第2項に該当する場合は、「備考」欄にその旨を記載するとともに、同項に定める期間を確認することのできる書類の写しを添付してください。

第2号様式（第3条関係）

核燃料税の申告納付期限指定申請書

新潟県知事様	年 月 日	※処理事項	発信年月日	
			通信日付印	確認印
原子炉設置者の主たる事務所の所在地				
原子炉設置者の名称及び代表者の氏名				
法人番号				
この申請の担当部課名及び担当者の氏名		部 課 名 担当者名 電話番号		
下記のとおり申告納付期限の指定を受けたいので、新潟県核燃料税条例施行規則第3条第1項の規定により申請します。				
原子炉名				
条例第4条第2項第1号又は第2号に定める日		年 月 日 (条例第4条第2項第 号該当)		
取得原価が確定している場合の申告納付期限		年 月 日		
指定を受けようとする申告納付期限		年 月 日		
申告納付期限の指定を必要とする理由				

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

告 示

◎新潟県告示第1218号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年11月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和6年11月5日から令和7年2月28日まで
- 3 作業地域 上越市大潟区雁子浜ほか

◎新潟県告示第1219号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年11月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量  
(県営中山間地域農業農村総合整備事業 東頸北部地区 第1次用地測量)
- 2 作業期間 令和6年8月19日から令和6年10月30日まで
- 3 作業地域 上越市浦川原区菱田 地内

◎新潟県告示第1220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年11月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道

- 2 路線名 352号  
3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市下折立字赤ノ川表国有林268林班は小班から	新	20.4～32.4メートル	179.3メートル
同市下折立字赤ノ川表国有林268林班は小班まで	旧	20.4～32.4メートル	179.3メートル

### ◎新潟県告示第1221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年11月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 352号  
2 供用開始の区間  
魚沼市下折立字赤ノ川表国有林268林班は小班から同市下折立字赤ノ川表国有林268林班は小班まで  
3 供用開始の期日 令和6年11月12日

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電動ベッドの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年11月12日

新潟県立がんセンター新潟病院長 田中 洋史

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入等件名及び数量  
電動ベッド 一式
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
令和7年3月31日（月）
  - (4) 納入場所  
新潟県立がんセンター新潟病院 病棟
  - (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
  - (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
  - (4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
  - (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 951-8566  
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3  
新潟県立がんセンター新潟病院経営課  
電話番号 025-266-5111 内線2314
- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- 4 入札、開札の日時及び場所  
令和6年11月22日(金) 午前9時30分  
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A
- 5 その他
  - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
免除する。
  - (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
  - (4) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
  - (5) 契約書作成の要否  
要
  - (6) 落札者の決定方法  
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (7) 契約の停止等  
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
  - (8) その他
    - ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
    - イ 詳細は入札説明書による。

---

#### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、安全キャビネットの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年11月12日

新潟県立がんセンター新潟病院長 田中 洋史

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量  
安全キャビネット 一式
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
令和7年3月31日(月)
  - (4) 納入場所  
新潟県立がんセンター新潟病院 薬剤部
  - (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするの

で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2314

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

## 4 入札、開札の日時及び場所

令和6年11月22日（金）午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

## 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。